

相談窓口Q&A

日本語

公益財団法人 秋田県国際交流協会（AIA）

はじめに・・・

現在、秋田県には約3600名の外国籍、外国出身の方が暮らしています。

住み慣れた故郷を離れ、言葉や文化、生活習慣の違いに不自由や不便を感じる声が秋田県国際交流協会（AIA）にも寄せられています。

当協会では平成10年度より在住外国籍県民の方からの相談電話をはじめ、様々な相談に対応してきました。過去の相談事例を分析し、各分野の中で相談件数の多かった事例をとりまとめ、『相談窓口Q&A集』を作成しました。

本誌の中には各種手続き等に必要な書類の一覧や、相談内容に応じて連絡先が一目でわかる相談先早見表も記載しております。

外国籍、外国出身の方や、その家族の方々から相談を受けた際にぜひご活用下さい。

また、当協会では日本語での相談はもちろんのこと、母国語で相談できるように中国語、英語、韓国語でも情報提供をしております。中国語、英語、韓国語による相談は、毎週木曜日の午後1時～3時に受け付けております。『外国人のための電話相談（018-884-7050）』をぜひご利用ください。

公益財団法人 秋田県国際交流協会

平成25年度 外国人のための相談実績

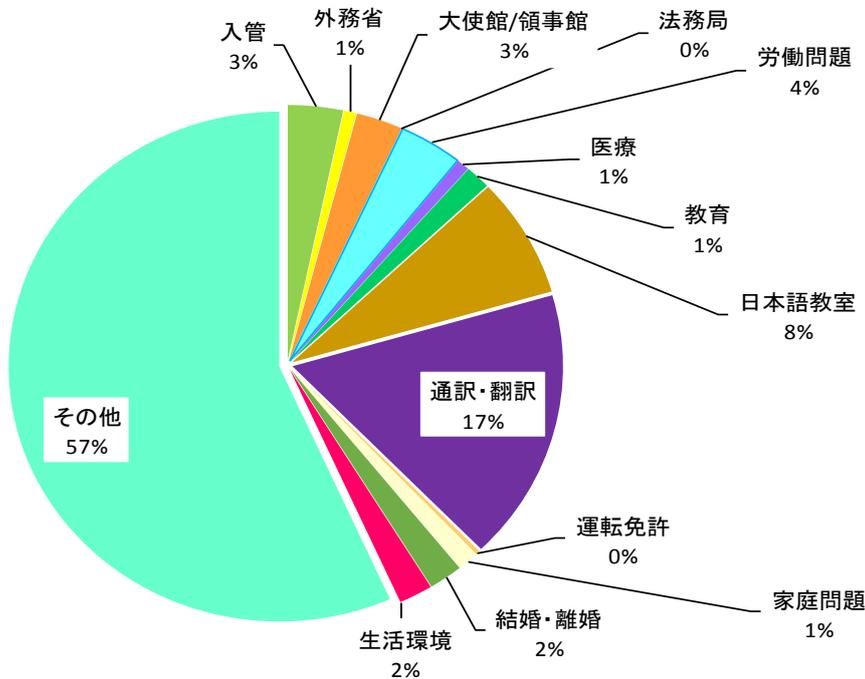
(平成26年3月31日現在)

①相談受付件数と言語の内訳

中国語	英語	韓国語	日本語	その他	合計
5	41	0	328	0	374

注釈) ①と②の合計数が一致しないのは一つの案件に複数の分野が含まれているものを累計したことによる。

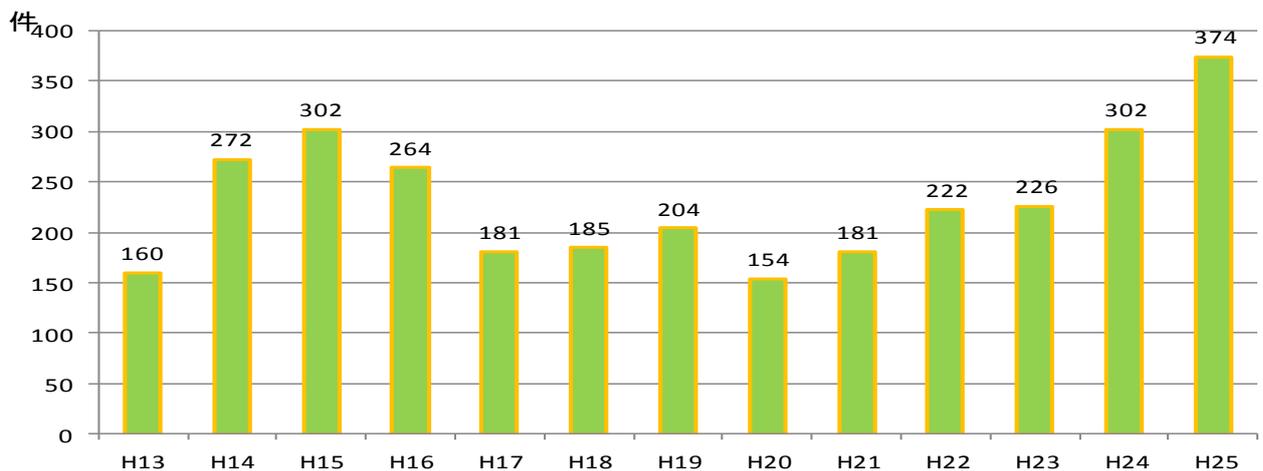
②相談内容の内訳



相談内容	件数
入管	13
外務省	3
大使館/領事館	11
法務局	0
労働問題	15
医療	3
教育	6
日本語教室	30
通訳・翻訳	68
運転免許	1
家庭問題	5
結婚・離婚	8
生活環境	8
その他	224
合計	395

分類	内容
入管	在留資格の更新、再入国の手続き、子どもの呼び寄せについて
外務省	親族訪問の手続き、査証（ビザ）関すること
大使館/領事館	パスポートに関すること
法務局	帰化に関すること
労働問題	雇用保険、失業手当、賃金未払い、超過労働、求職など
医療	外国語対応の病院、医療保険について
教育	義務教育への編入、進学、留学に関すること
日本語教室	日本語教室に関すること
通訳・翻訳	通訳、翻訳相談
運転免許	国際運転免許に関すること
家庭問題	DV、家族や親戚との関係、介護、人権など
結婚・離婚	国際結婚、離婚に関すること
生活環境	ホームステイについて、母子家庭支援について
その他	国際電話のかけ方、語学教室、渡航などについて

③相談件数の推移



目次

【入国管理局関連】

1. 在留資格の期間延長、変更
Q.在留資格の期間延長、変更について教えてください。 8
【在留資格「短期滞在」の在留期間延長と変更】に関する必要書類..... 9
2. 永住許可申請
Q.永住権を取りたいのですが、どうしたらよいでしょうか。 10
【永住許可申請】に関する条件と必要書類 11
3. 実子の呼び寄せ
Q.母国にいる自分の子ども（実子）を日本に呼び寄せて一緒に暮らすにはどうしたらよいでしょうか。 12
【実子呼び寄せ】に関する必要書類..... 13
4. 再入国許可[平成24年7月変更]
Q.再入国許可の制度が変わったと聞きました。どう変わったのでしょうか。 14
【新しい在留制度】に関して 15

【大使館・領事館・外務省関連】

1. 親族訪問
Q.外国にいる親族と友人が日本に訪問したいと言っています。どうすればよいでしょうか。 18
【親族訪問】に関する必要書類 19
2. パスポート
Q.本国のパスポートに関する手続き方法を教えてください。 20
【パスポート】に関する必要書類 21
3. 国際結婚、離婚
Q.国際結婚・離婚の手続きを教えてください。 22
【日本における離婚の方法】に関して 23

【法務局関連】

- Q.帰化申請の条件について教えてください。 26
- Q.帰化にはどのような手続きが必要ですか。また、必要な書類は何ですか。 27

【家庭問題関連】

1. 家庭内暴力（DV）
Q.配偶者から暴力（DV）を受けていま。相談できる場所を教えてください。 30
2. 子どもの親権
Q.子どもの親権はどのように決めればよいのでしょうか。 31
【親権】に関して 32

【労働問題関連】

1. 求職

Q.秋田で仕事を探しているのですが、どうやって探せばよいのでしょうか。..... 34

【労働に関する法律】に関して 35

2. 失業保険・法律

Q.突然解雇されました。失業保険や労働に関する相談がしたいのですが。 36

3. 技能実習生

Q.「研修」や「技能実習」に関する在留資格が変わったと聞きました。どのように変更したのでしょうか。 37

4. 技能実習生

Q.在留資格が「技能実習」です。給料が未払いで、さらに時間外活動をさせられてるのですが、解決してもらえませんか。 38

【医療関連】

1. 外国語対応の病院

Q.病院へ行きたいのですが、日本語が話せません。どうしたらよいのでしょうか。 40

2. 公的医療保険制度

Q.日本の医療保険制度について教えてください。 41

【教育関連】

1. 日本語教室

Q.日本語教室に通いたいのですが、どこにありますか。 44

2. 子ども(連れ子)の教育・進学

Q.母国から呼び寄せた子どもの教育、進学について教えてください。 45

【秋田県内の各市町村教育委員会と私立高等学校一覧】 46

3. 留学

Q.日本、海外に留学したいのですが、どこに問い合わせたらよいですか。 47

4. 日本語の試験

Q.日本語の試験について教えてください。 48

【通訳・翻訳関連】

Q.通訳、翻訳を依頼したいのですが。 50

【運転免許関連】

Q.本国で取得した運転免許があれば日本で運転できますか。 52

秋田県在住外国人のための相談先早見表 54,55

入国管理局関連

在留資格の期間延長、変更

永住権

実子の呼び寄せ

再入国許可

1. 在留資格の期間延長、変更

Q. 在留資格の期間延長、変更について教えてください。

A.

【在留資格「短期滞在」の在留期限延長】

やむを得ない事情、またはこれに相当する特別な事情がある場合に許可が認められます。例外として、スイス・ドイツ・リヒテンシュタイン・オーストリア・イギリス・アイルランドの方は在留資格の90日間延長が一回限り可能です。詳細は入国管理局に問い合せましょう。（必要書類はP9参照）

【在留資格「短期滞在」から他の在留資格への変更】

変更を希望する場合は、入国管理局へ行き、『在留資格変更許可申請』をします。詳細は入国管理局に問い合せましょう。（必要書類はP9参照）

【婚姻関係にある日本人と離婚した後の在留資格】

日本人と離婚（死別）した外国籍の方の在留資格は、在留期限までは「日本人の配偶者等」ですが、在留期間の更新はできません。日本に住み続けたい場合には、何らかの在留資格を得る必要があります。詳細は入国管理局に問い合せましょう。

※『在留資格変更許可申請』標準処理期間：2週間～1カ月

※『資格外活動許可申請』標準処理期間：2週間～2カ月

◆問合せ先◆

仙台入国管理局秋田出張所（日本語のみ対応）

〒010-0951 秋田県秋田市山王7-1-3 秋田第一地方合同庁舎 5階

TEL：018-895-5221 9：00～12：00、13：00～16：00（土、日、祝日を除く）



外国人総合相談支援センター

〒160-0021 東京都新宿区歌舞伎町2-44-1 東京都健康プラザハイジア11階

TEL：03-3202-5535 03-5155-4039（TEL・FAX兼用）9：00～16：00

英語・中国語 月～金（第2第4水曜は除く）ポルトガル語（月・火・木）スペイン語（月・木）

ベンガル語（火・水（第2第4水曜は除く））ベトナム語（金）インドネシア語（火）

外国人在留総合インフォメーションセンター（外国語対応：英語、韓国語、中国語、スペイン語等）

〒108-8255 東京都港区港南5-5-30

TEL：0570-013-904（IP,PHS,海外からは03-5796-7112）8：30～17：15（土、日、祝日を除く）

《査証（ビザ）と在留資格の違い》

査証（ビザ）…日本へ入国する前に日本大使館・領事館で取得するもので、外務省より発給されます。

在留資格…日本に入国した時点で取得するもので、入国管理局より発給されます。

【在留資格「短期滞在」の在留期間延長と変更】に関する必要書類

申請は原則として申請人本人が行います。

申請人以外の方が申請を行う場合には、提出する書類が異なりますので、ホームページをご確認ください。

【在留資格「短期滞在」の在留期間延長の必要書類】

- ① 在留期間更新許可申請書（入国管理局・AIAに書式有り） 1通
※ 地方入国管理官署に用紙があります。法務省のホームページから取得することもできます。
 - ② パスポート 提示
 - ③ 在留カード（在留カードとみなされる外国人登録証明書を含む。以下同じ。） 提示
 - ④ 「短期滞在」の更新を必要とする理由書（書式自由） 1通
 - ⑤ 日本に入国してから現在までの活動を説明する資料（書式自由，具体的に） 1通
 - ⑥ 診断書 1通
- ※提出資料が外国語で作成されている場合には、訳文（日本語）の添付が必要です
※上記以外の資料が求められる場合がありますので、詳細は入国管理局へ問い合わせましょう。

【在留資格「短期滞在」から他の在留資格への変更の必要書類】

- ① 在留資格変更許可申請書 1通
- ② 写真（申請書に添付して提出） 1葉
※ 16歳未満は不要。中長期在留者とならない在留資格への変更を希望される場合も写真の提出は不要。
- ③ 日本での活動内容に応じた資料 提出
- ④ 在留カード（在留カードとみなされる外国人登録証明書を含む）を提示
- ⑤ 資格外活動許可書の提示（資格外活動許可を受けている場合）
- ⑥ パスポート又は在留資格証明書の提示
※在留資格により必要資料が異なるので、詳細は入国管理局へ問い合わせましょう。

> 2014.7.18 法務省ホームページ

「トップページ > 行政手続の案内 > 出入国管理及び難民認定法関係手続」より

2. 永住許可申請

Q. 永住権を取りたいのですが、どうしたらよいでしょうか。

A.

【永住許可申請】

『永住許可』申請するためにはいくつかの条件があります（P11参照）。条件を満たしていれば申請が可能で、永住が許可されると、在留資格は「永住者」になります。在留期限は無期限なので更新手続きは不要ですが、7年ごとに在留カードの更新をします。詳細は入国管理局にお問い合わせましょう。

◆問合せ先◆

仙台入国管理局秋田出張所（日本語のみ対応）

〒010-0951 秋田県秋田市山王7-1-3 秋田第一地方合同庁舎 5階
TEL：018-895-5221 9：00～12：00、13：00～16：00（土、日、祝日を除く）



外国人総合相談支援センター

〒160-0021 東京都新宿区歌舞伎町2-44-1 東京都健康プラザハイジア11階
TEL：03-3202-5535 03-5155-4039（TEL・FAX兼用） 9：00～16：00
英語・中国語 月～金（第2第4水曜は除く） ポルトガル語（月・火・木） スペイン語（月・木）
ベンガル語（火・水（第2第4水曜は除く）） ベトナム語（金） インドネシア語（火）

外国人在留総合インフォメーションセンター（外国語対応：英語、韓国語、中国語、スペイン語等）

〒108-8255 東京都港区港南5-5-30
TEL：0570-013-904（IP,PHS,海外からは03-5796-7112） 8：30～17：15（土、日、祝日を除く）

【日本人の配偶者と永住者の違い】

	日本人の配偶者等	永住者
在留期間	6ヶ月、1年、3年、5年（都度更新手続きが必要）	無期限（期間更新手続きは不要）
日本人の配偶者が死亡したり、離婚したりした場合	在留資格の更新ができないので、日本に滞在し続けるには、何らかの在留資格を取得しなければならぬ。※死別や離婚した後も在留期限までは日本に滞在することができます	在留資格に影響しないので、日本に滞在し続けることが可能。

《永住と帰化の違い》

「永住」は、国籍は外国人のまま日本に永久に住める権利です。申請窓口は入国管理局。これは在留資格の一種です。「帰化」は、外国人が日本国籍を取得すること、つまり日本人になることです。申請窓口は法務局となります。

【永住許可申請】に関する条件と必要書類

【永住許可申請の審査基準】

- ① 素行が善良であること
- ② 独立の生計を営むに足る資産または技能を有すること
- ③ その者の永住が日本国の利益に合すると認められること

※日本人、永住者または特別永住者の配偶者またはその子の場合、①及び②に適合することを要しない。

【永住許可申請の申請書類】

- ・申請書
- ・写真（1葉，定められた規格の写真の裏面に氏名を記入し，申請書に添付して提出）
 - ※16歳未満の方は，写真の提出は不要です。
- ・立証資料 ※注1
- ・在留カード（在留カードとみなされる外国人登録証明書を含みます。）を提示
 - ※申請人以外の方が，当該申請人に係る永住許可申請を行う場合には，在留カードの写しを申請人に携帯させてください。
- ・資格外活動許可書を提示（同許可書の交付を受けている者に限ります。）
- ・旅券又は在留資格証明書を提示
- ・旅券又は在留資格証明書を提示することができないときは，その理由を記載した理由書
- ・身分を証する文書等の提示（申請取次者が申請を提出する場合）

※注1 申請人の方が，「日本人の配偶者等」又は「永住者の配偶者等」の在留資格である場合と、「定住者」の在留資格である場合、就労関係の在留資格（「人文知識・国際業務」，「技術」，「技能」など）及び「家族滞在」の在留資格である場合は立証資料が異なりますので，法務省に確認しましょう。

> 2014.9.4「法務省」ホームページより

3. 実子呼び寄せ

Q. 母国にいる自分の子ども（実子）を日本に呼び寄せて一緒に暮らすにはどうしたらよいでしょうか。

A.

呼び寄せる子どもの『査証（ビザ）』と『在留資格』が必要です。詳細は入国管理局に問い合せましょう。

【子ども（実子）を日本へ呼び寄せるための手続き】

- ① 入国管理局で子ども（実子）の「在留資格認定証明書」を取得する
- ② 証明書を取得したら、外国にいる子ども（実子）へ「在留資格認定証明書」を送る
- ③ 子ども（実子）が本国にある日本大使館または総領事館へ「在留資格認定証明書」を持って査証（ビザ）の申請を行う
- ④ 子ども（実子）が発給された「査証」と「在留資格認定証明書」を持って日本へ入国する

◆問合せ先◆

仙台入国管理局秋田出張所（日本語のみ対応）

〒010-0951 秋田県秋田市山王7-1-3 秋田第一地方合同庁舎 5階

TEL：018-895-5221 9：00～12：00、13：00～16：00（土、日、祝日を除く）



外国人総合相談支援センター

〒160-0021 東京都新宿区歌舞伎町2-44-1 東京都健康プラザハイジア11階

TEL：03-3202-5535 03-5155-4039（TEL・FAX兼用） 9：00～16：00

英語・中国語 月～金（第2第4水曜は除く）ポルトガル語（月・火・木）スペイン語（月・木）

ベンガル語（火・水（第2第4水曜は除く））ベトナム語（金）インドネシア語（火）

外国人在留総合インフォメーションセンター（外国語対応：英語、韓国語、中国語、スペイン語等）

〒108-8255 東京都港区港南5-5-30

TEL：0570-013-904（IP,PHS,海外からは03-5796-7112） 8：30～17：15（土、日、祝日を除く）

《子どもの呼び寄せと教育に関して》

子どもを日本に呼び寄せる前に下記について慎重に考える必要があります。

- ①子どもの年齢、②子どもの日本語能力、③日本での教育

【実子呼び寄せ】に関する必要書類

【実子呼び寄せのための「在留資格認定証明書交付申請」の必要書類】

- ① 在留資格認定証明書交付申請書（AIAに書式有り） 1通
- ② 申請人の親の戸籍謄本又は除籍謄本 1通
 - ・3ヵ月以内に発行されたもの
- ③ 1（日本で出生した場合）出生届受理証明書又は認知届受理証明書 1通
 - ・3ヵ月以内に発行されたもの
 - ・認知届受理証明書については、日本の役所に届出をしている場合のみ提出
- 2（海外で出生した場合）出生国の機関から発行された出生証明書又は申請人の認知に係る証明書（認知に係る証明書がある方のみ） 1通
- 3（特別養子の場合）特別養子縁組届出受理証明書又は日本の家庭裁判所発行の養子縁組に係る審判書謄本及び確定証明書 1通
- ④ 日本で申請人を扶養する者の住民税の納税証明書 1通
 - ・年間の総収入、課税額及び納税額の記載が必要。
 - ・3ヵ月以内に発行されたもの
- ⑤ 身元保証書 1通
 - ・身元保証人は、日本に居住する日本人(子の親または養親)になること
- ⑥ 証明写真（縦4cm×横3cm） 1葉
 - ・申請前3ヵ月以内に正面から撮影された無帽、無背景で鮮明なもの
 - ・写真の裏面に申請人の氏名を記載し、申請書の写真欄に貼付すること
- ⑦ 392円切手（簡易書留用）を貼付した返信用封筒
 - ・返信用封筒には、あらかじめ宛先を記載すること
- ⑧ その他
 - 1.身元保証人の印鑑
 - 2.身分を証する文書等→代理人が申請する場合に必要
 - 3.訳文（日本語）の添付→提出資料が外国語で作成されている場合に必要
 - 4.原則として、提出された資料は返却不可

※上記以外の資料が求められる場合がありますので、詳細は入国管理局にお問い合わせましょう。

> 2014.7.18「法務省」ホームページより

4. 再入国許可が変わります

Q. 再入国許可の制度が変わったと聞きました。
どう変わったのでしょうか。

A.

<以前>

旅行などで一時的に日本を出国する場合は出国前に必ず、入国管理局で再入国許可を取得します。この手続きを忘れると、新たに査証をとり、在留資格を申請しなければなりません。再入国許可の期限は最長3年（「特別永住者」は4年）。



<現在（2012/7/9以降）>

在留カードを持っていて、日本に1年以内に再入国する場合は、再入国許可を受ける必要がなくなります。ただし、新しい再入国許可制度で出国した方は延長の手続きが取れないので注意してください。
※出国する際は、必ず在留カードを提示してください。

◆問合せ先◆

仙台入国管理局秋田出張所（日本語のみ対応）

〒010-0951 秋田県秋田市山王7-1-3 秋田第一地方合同庁舎 5階
TEL：018-895-5221 9：00～12：00、13：00～16：00（土、日、祝日を除く）



外国人総合相談支援センター

〒160-0021 東京都新宿区歌舞伎町2-44-1 東京都健康プラザハイジア11階
TEL：03-3202-5535 03-5155-4039（TEL・FAX兼用） 9：00～16：00
英語・中国語 月～金（第2第4水曜は除く） ポルトガル語（月・火・木） スペイン語（月・木）
ベンガル語（火・水（第2第4水曜は除く）） ベトナム語（金） インドネシア語（火）

外国人在留総合インフォメーションセンター（外国語対応：英語、韓国語、中国語、スペイン語等）

〒108-8255 東京都港区港南5-5-30
TEL：0570-013-904（IP,PHS,海外からは03-5796-7112） 8：30～17：15（土、日、祝日を除く）

【新しい在留制度】に関して

変更点① 外国人登録制度の廃止

<以前>

- * 在留資格を持たない人にも「外国人登録証明書」が発行されています。
- * 「外国人登録証明書」は市町村役場で手続きします。
- * 「外国人登録」をして原則5年ごと（永住者・特別永住者は7年ごと）に確認申請を行います。（16歳未満は異なる）



<現在>

- * 中長期滞在の在留資格を持つ人に、「在留カード」が交付されます。「在留カード」は成田空港、羽田空港及び関西空港で交付されます。その他の空港から入国した方には、市町村に届け出た住所宛に、後日郵送により届きます。在留期間が3月以下の方や、在留資格が短期滞在の方には交付されません。
- * 「在留カード」は上陸許可や在留資格の変更許可、在留期間の更新許可などの在留に係る許可に伴って交付されます。
- * 「在留カード」の有効期限は永住者は7年ごと、それ以外は在留期間の満了日までです。（16歳未満は異なる）

変更点② 在留期間が最長5年となります

<以前>

- * 「日本人／永住者の配偶者等」は1年・3年
- * 「興行」、「技能実習」を除く就労資格のある在留資格は1年・3年
- * 「留学」は6ヶ月～2年3ヶ月



<現在>

- * 「日本人／永住者の配偶者等」は**6ヶ月・1年・3年・5年**。
- * 「興行」、「技能実習」を除く就労資格のある在留資格は**3ヶ月・1年・3年・5年**
- * 「留学」は**3ヶ月～4年3ヶ月**

大使館/領事館/外務省関連

親族訪問

パスポート

国際結婚・離婚

1. 親族訪問

Q. 外国にいる親族と友人が日本に訪問したいと言っています。どうすればよいでしょうか。（90日以内の短期滞在）

A.

日本滞在期間が90日以内で、報酬を得る活動を行わない場合には、ビザ（査証）を必要としない国籍（地域）の方もいます。詳細は、各国大使館や領事館、外務省に問い合わせましょう。ビザ申請が必要な方は、受け入れる日本側から必要書類を訪問者（親族、友人）へ送り、訪問者が自国にある日本大使館・領事館で「短期滞在査証（ビザ）」を申請します。ビザ（査証）の発給を受ければ日本に入国できます。詳細は各国大使館・領事館（P20）または外務省に問い合わせましょう。

長期滞在（配偶者、就業、就学等）目的で日本に来る場合には、最寄りの入国管理局へお問い合わせください。

【親族を日本へ呼び寄せるための手順】

＜日本国内での手続き＞

- ① 招へい人、保証人が必要書類を外務省へ確認
- ② 招へい人、保証人が必要書類を準備
- ③ 準備した書類を外国にいる申請人に送る

＜外国での手続き＞

- ① 申請人が日本大使館または領事館で査証(ビザ)申請
- ② ビザ（査証）が下りた後、来日
- ③ 来日後、入国管理局の上陸許可が下りれば入国可能

◆問合せ◆

ビザ・インフォメーション・サービス（ビザ（査証）に関する照会受付）

03-5501-8431（自動応答電話システム）

サービス内容

- (1) 音声自動応答サービス（24時間）
 - a. 外務省情報FAXサービス（ビザ関係）による資料請求方法のご案内
 - b. 郵便による資料請求方法のご案内
 - c. 領事サービスセンター（査証相談班）のご案内
 - d. 外務省ホームページアドレスのご案内
- (2) ビザ審査状況のご照会（月曜日～金曜日：10時00分～12時00分、14時00分～16時00分）
- (3) その他、ビザに関する各種ご照会（月曜日～金曜日：09時00分～12時30分、13時30分～17時00分）



仙台入国管理局秋田出張所（日本語のみ対応）

〒010-0951 秋田県秋田市山王7-1-3 秋田第一地方合同庁舎 5階

TEL：018-895-5221 9：00～12：00、13：00～16：00（土、日、祝日を除く）

※各国大使館の詳細はP20を参照。

《ビザ（査証）が免除される国》

シンガポール・韓国・アメリカ・カナダ・オーストラリア・イギリスなど66カ国・地域が対象です。

【親族訪問】に関する必要書類

【親族を呼び寄せるための必要書類（中国・フィリピン）】

※ 各提出書類は発行後3ヶ月以内（有効期限の記載がある場合は有効期間内）のものを提出して下さい。提出書類は旅券以外返却できません。

	【中国】
申請人 (外国側)	①ビザ（査証）申請書 ②写真（6か月以内に撮影したもの） ③パスポート（旅券） ④戸口簿写し ⑤居住証（旧暫住証）または居住証明書 ⑥在日親族との関係を証明する書類
招へい人 (日本側)	①招へい理由書 ②滞在予定表 ③住民票（世帯全員分で続柄記載があるもの） ④有効な在留カードの表裏の写し ※外国人の方のみ ⑤在職証明書 ⑥渡航目的を裏付ける資料（診断書、結婚式場の予約票など） ※招へい人と身元保証人が同一である場合は、③、④、⑤は不要
身元保証人 (日本側)	①身元保証書 ②住民票（世帯全員分で続柄記載があるもの） ③在職証明書 ④課税証明書、納税証明書、確定申告書控えの写しのいずれか一つ（総所得の記載が必要） ⑤有効な在留カードの表裏の写し ※外国人の方のみ
	【フィリピン】
申請人 (外国側)	①パスポート（旅券） ②ビザ（査証）申請書 ③写真 ④出生証明書（国家統計局本部NSO発行のSecurity Paperを使用した謄本） ※注1 ⑤婚姻証明書（既婚者のみ・国家統計局本部NSO発行のSecurity Paperを使用した謄本） ⑥申請人またはその扶養者の所得証明書または預金通帳、および納税証明書（公的機関発行のもの）
招へい人 (日本側)	①招へい理由書 ②招へい理由の関係資料（診断書、母子手帳写しなど） ③戸籍謄本（招へい人または配偶者が日本人の場合） ④住民票（家族全員の続柄が記載されたもの） ⑤招へい人または身元保証人が外国人の場合は、在留カードの表裏のコピー、住民票、パスポートのコピー
身元保証人（日本側） 渡航費用の一部または全部を負担する場合	①身元保証書 ②所得証明書または課税証明書（市町村発行）、預金残高証明書、確定申告書控の写し、納税証明書のいずれか一つ。総所得の記載のあるもの。

※注1 申請者と日本の親族との関係が三親等以内であることを証明することができる関係者の出生証明書も含まれる。

（例）本邦在留中のフィリピン国籍である妻がその弟を招へいする場合。弟（申請人）と妻の出生証明書2通が必要。

> 2014.7.18.「外務省」ホームページより

2. パスポート

Q. 本国のパスポートに関する手続き方法を教えてください。

A.

【パスポートの切替え（更新）・期間延長】

日本にある各国大使館・領事館で切替え、または期間延長の手続きをします。詳細は日本にある各国大使館・領事館に問い合せましょう。

【パスポートの紛失】

日本でパスポートを紛失したり、盗まれたりしたら、すぐに最寄りの警察に届け、日本にある各国大使館・領事館に必要な手続きをしましょう。

【パスポートの証印転記】

パスポートには在留資格や再入国許可などの記載がありますが、更新したパスポートにはそれらは転記されません。入国管理局で古いパスポートの在留資格や再入国許可の記載を新しいパスポートに移してもらえます。

（転記しない場合は、在留資格の期限まで新旧の二つのパスポートの所持が必要）

詳細は日本にある各国大使館・領事館に問い合せましょう。

【日本にある大使館領事館】

国名	大使館・領事館名	住所	電話番号 FAX
中国	中華人民共和国駐札幌総領事館	〒064-0913 北海道札幌市中央区南十三条西23-5-1	011-563-5563(代) 011-563-1818
韓国	在仙台大韓民国総領事館	〒980-0011 宮城県仙台市青葉区上杉1-4-3	022-221-2751 022-221-2754
フィリピン	フィリピン共和国大使館	〒016-8537 東京都港区六本木5-15-5	03-5562-1600 03-5562-1603
アメリカ	在札幌アメリカ合衆国総領事館	〒064-0821 札幌市中央区北一条西28	011-641-1115 011-643-1283
タイ	在京タイ王国大使館	〒141-0021 東京都品川区上大崎3-14-6	03-5789-2433 03-5789-2428
マレーシア	マレーシア大使館	〒150-0036 東京都渋谷区南平台町20-16	03-3476-3840 03-3476-4971
イギリス	駐日英国大使館	〒102-8381 東京都千代田区一番町1	03-5211-1100 03-5275-3164
インドネシア	インドネシア共和国大使館	〒141-0022 東京都品川区東五反田5-2-9	03-3441-4201 03-3447-1697
カナダ	カナダ大使館	〒107-8503 東京都港区赤坂7-3-38	03-5412-6200 03-5412-6289
ベトナム	ベトナム大使館	〒151-0062 東京都渋谷区元代々木町50-11	03-3466-3311 03-3466-3312

上記以外の国の大使館・領事館は外務省ホームページ「駐日外国公館リスト」を確認しましょう。 > 2014.7.18.「外務省」ホームページより

【パスポート】に関する必要書類

中国	
パスポート切替（更新）	パスポート再発行（紛失・盗難）
① パスポート原本および写真があるページのコピー ② 6か月以内に撮影されたカラー証明写真（4.5×3.5cm） 2枚 ③ 中華人民共和国パスポート・旅行証・回国証明申請書 ④ 在留カード	① 中華人民共和国パスポート/旅行証/回国証明申請書 ② 6か月以内に撮影されたカラー証明写真（4.5×3.5cm） 2枚 ③ パスポート紛失状況について記載したもの ④ 警察署発行のパスポート紛失証明原本 ⑤ パスポートのコピー ⑥ 在留カード ⑦ 市区町村発行の住民票（3か月以内発行のもの）

フィリピン	
パスポート切替（更新）	パスポート再発行（紛失・損傷等）
① 記入済み申請用紙（申請用紙は当大使館ホームページにてダウンロードできます） ② 現在所有のパスポート ③ パスポートの各ページのコピー <ul style="list-style-type: none"> ・データページ（顔写真があるページ） ・Amendmentのあるページ（このページの記載がある場合のみ） ・最後のページ ④ 返信用封筒 （郵便局のレターパックプラス等に返信先を記入する） 【パスポート申請料】 大使館に要確認 【その他】 ※ 原則として本人が申請すること	紛失、損傷など、それぞれの状況に応じて必要な書類が異なります。フィリピン大使館のホームページで確認してください。

※ 個人の状況に応じて追加資料の提出が求められる場合がありますので大使館に確認してください。

※ 詳細は「フィリピン大使館」のホームページ（トップページ⇒領事部⇒申請業務⇒パスポート）で確認してください。

> 2014.10.9 在日フィリピン共和国大使館ホームページより

3. 国際結婚・離婚

Q. 国際結婚・離婚の手続きを教えてください。

A.

国籍の異なる2人が結婚または離婚の手続きを行う場合は、両方の国の法律に従って行わなければなりません。

【外国籍の人と日本人との結婚】

外国籍の人と日本人が日本で結婚したい場合、一般に両方の国に結婚の手続きをします。一方の国だけの手続きをした場合は、もう一方の国で結婚したことが証明されず困ることがあります。先に日本の方式で結婚手続きをしてその後外国に届出をする方法と、先に外国の方式で結婚手続きをしてその後日本に届出をする方法があります。（国によっては後者の方がスムーズに手続きができる場合もあります。）

【外国籍の人同士の結婚】

外国籍の人同士が日本で結婚したい場合は、国によって手続き方法が異なりますので、日本にあるそれぞれの国の大使館・領事館に確認しましょう。日本で手続きをしても問題がなく、日本の市町村役場で結婚手続きをするときは、市町村役場に必要書類などを確認します。当然のことながら本国への届出も必要です。

【国際離婚】

外国籍の人と日本人、外国籍の人同士が日本で離婚したい場合は、結婚の手続きをした全ての国で離婚の手続きをします。日本にだけ離婚手続きをして自分の国に離婚手続きをしないと、自分の国ではまだ結婚していることとなります。再婚する時のトラブルの原因にもなりますので、離婚手続きは必ずしましょう。

※詳細は日本にある各国大使館・領事館にお問い合わせましょう。

《再婚するとき》

日本の法律では、原則として女性は離婚成立後6カ月以上経過しないと再婚できません。

但し、前夫と再婚する場合など例外もありますので、市町村役場に確認しましょう。

外国籍の女性が日本で再婚の手続きを行う場合は、日本の待婚期間だけでなく、自国の法律に定められた待婚期間を満たさなければなりません。

【日本における離婚の方法】について

【日本における離婚の方法】

①協議離婚

夫婦間の合意により成立する離婚届を各市町村役場に提出する。

※「離婚届不受理申出書」・・・無断で離婚届が提出されるおそれがある場合や離婚届に署名押印したもののその意志を翻した場合など、本籍地の各市町村役場に離婚届不受理申出書を提出すれば、離婚届は受理されません。（最長で有効期間6ヶ月、さらに必要のある場合は改めて提出可能）

②調停離婚

当事者の話し合いがまとまらない場合や話し合いができない等の場合、家庭裁判所に離婚調停を申し立てる方法

※費用は家庭裁判所に問い合わせましょう。

③審判離婚

合意に至らない場合、調停担当者の意見を聞いた上で、家庭裁判所が強制的に離婚を成立させる方法

※審判に不服がある場合には異議申し立てができます。

※費用は家庭裁判所に問い合わせましょう。

④裁判離婚

協議離婚も成立せず、家庭裁判所の調停でも離婚成立にまで至らない場合、訴訟を起こす方法

※裁判には弁護士が必要な場合もあり、その場合には費用がかかります。

※「法律扶助」とは経済的に理由がある場合、弁護士費用などを貸し出し、裁判後少しずつあるいは一括で返済する制度です。

（いずれの場合も、住まい・財産・慰謝料・親権・養育費などについてきちんと話し合いが必要です）

【離婚後の外国での手続き】

国際結婚で両国に結婚手続きをした人は、離婚の手続きも両国に行います。本国で手続きをしなかった場合、本国ではまだ結婚していることになりトラブルの元になるので注意が必要です。

日本での手続きに関する相談	外国での手続きに関する相談
◇法テラス秋田 TEL : 050-3383-5550	◇中国駐札幌総領事館 TEL : 011-563-5563 月～金 9 : 30-12 : 00
◇秋田弁護士会法律相談センター TEL : 018-896-5599 (要予約)	◇フィリピン共和国大使館 TEL : 03-5562-1600 月～金 9 : 00-18 : 00
◇各自治体 (市町村) 主催の無料法律相談	(P20大使館・領事館リスト参照)

「婚姻関係にある日本人と離婚した後の在留資格」

日本人と離婚（死別）した外国籍の方は、在留期限までは「日本人の配偶者等」の在留資格ですが、在留期間の更新はできません。日本に住み続けたい場合には、何らかの在留資格を得る必要があります。詳細は入国管理局に問い合わせましょう。

法務局関連

帰化申請

1. 帰化申請

Q. 帰化申請の条件について教えてください。

A.

帰化の一般的な条件には、次のようなものがあります（国籍法第5条）。

また、これらの条件を満たしていたとしても、必ず帰化が許可されるとは限りません。

【帰化申請の条件】

① 住所条件

帰化申請時まで引き続き5年以上日本に住んでいること。

（適法な住所である必要があるため、正当な在留資格を有すること）

② 能力条件

年齢が20歳以上であること。また、本国の法律でも成人の年齢に達していること。

③ 素行条件

素行が善良であること。犯罪歴の有無、納税状況、社会への迷惑の有無等を総合的に考慮して判断される。

④ 生計条件

生活に困るようなことがなく、日本で暮らしていけること。申請者自身に収入がなくても、親族単位

（配偶者やその他親族）の資産または技能により安定した生活を送れること。

⑤ 重国籍防止条件

帰化によってそれまでの国籍を喪失すること。または無国籍であること。その他例外もあり。

⑥ 憲法遵守条件

日本の政府を暴力で破壊することを企てたり、主張するような者、あるいはそのような団体を結成したり、加入しているような者は帰化が許可されない。

2014.9.1.「法務省」ホームページより

◆問合せ◆

秋田地方法務局 本局戸籍課

電話で予約後、来社相談可能。

平日：8:30～17:15 TEL：018-862-1129

〒010-0951 秋田県秋田市山王7丁目1-3

≪日本国籍を得るには≫

外国籍の人が日本国籍を得るには、帰化申請などの手続きが必要です。日本人と結婚したり日本人の養子になったりすることで、自動的に日本国籍に変わることはありません。日本の法律では、一般に両親のどちらか一方が日本人の場合、子どもは日本国籍を得ます。

Q. 帰化にはどのような手続きが必要ですか？ また必要な書類は何ですか？

A.

【帰化に必要な手続き】

本人（15歳未満のときは、父母などの法定代理人）が自ら申請先に出向き、書面によって申請することが必要です。その際には、帰化に必要な条件（P26参照）を備えていることを証明する書類の添付が必要です。

申請先は、住所地を管轄する法務局になります。

まずは、法務局へ帰化申請の相談の予約を取りましょう。

【帰化許可申請に必要な書類】

- ① 帰化許可申請書（申請者の写真が必要となります。）
- ② 親族の概要を記載した書類
- ③ 帰化の動機書
- ④ 履歴書
- ⑤ 生計の概要を記載した書類
- ⑥ 事業の概要を記載した書類
- ⑦ 住民票の写し
- ⑧ 国籍を証明する書類
- ⑨ 親族関係を証明する書類
- ⑩ 納税を証明する書類
- ⑪ 収入を証明する書類
- ⑫ 在留歴を証する書類

※国籍を証する書面及び身分関係を証する書面については、原則として本国官憲が発給したものを提出する必要があります。

※申請者の国籍や身分関係、職業などによって、必要な書類が異なりますので、申請に当たっては、法務局・地方法務局にご相談ください。

> 2014.9.2「法務省」ホームページより

家庭問題関連

家庭内暴力(DV : ドメスティックバイオレンス)

子どもの親権

1. 家庭内暴力(DV)

Q. 配偶者から暴力を受けています。相談できる場所を教えてください。

A.

秋田県女性相談所、秋田県警察本部では相談対応や一時保護、心身の健康を回復するための援助や自立支援など行っています。身の危険を感じたら安全な場所に行き、下記の公共機関に連絡しましょう。

◆問合せ◆

秋田県女性相談所

女性ダイヤル相談 TEL : 018-835-9052

DVホットライン TEL : 0120-783-251

平日 8:30-21:00 土日祝祭日 9:00-18:00

秋田県警察本部「レディース110番」

TEL : 0120-028-110

24時間対応

【多言語DVホットライン】

(2014.9.8 現在)

名称	よりそいホットライン	カパティラン	女性の家HELP	OCNet
電話番号	0120-279-338	03-3432-3055	03-3368-8855	03-3730-0556
英語	月(第1,3,5週) 10:00~16:00 水金 10:00~16:00	火金 11:00~16:00	月~土 10:00~17:00	木 13:00~20:00 土 13:00~17:00
中国語	日 10:00~22:00 月 10:00~16:00 火金 16:00~22:00 月土(第1,3,5週) 16:00~22:00			木 13:00~20:00 土 13:00~17:00 (要予約)
韓国語	水 10:00~16:00 月火日 16:00~22:00			木 13:00~20:00 土 13:00~17:00 (要予約)
タイ語	土 10:00~22:00 木 10:00~16:00 水 16:00~22:00			木 13:00~20:00 土 13:00~17:00 (要予約)
タガログ語	月金 10:00~16:00 月土(第2,4週) 16:00~22:00	火金 11:00~16:00		木 13:00~20:00 土 13:00~17:00 (要予約)
ベトナム語	木(第1,3,5週) 10:00~16:00			
ロシア語				木 13:00~20:00 土 13:00~17:00 (要予約)

2. 子どもの親権

Q. 子どもの親権はどのように決めればよいのでしょうか。

A.

親権者を決めるには、まず夫婦間での話し合いが必要です。話し合いが成立した場合は、親権者が決まりますが、不成立の場合は、家庭裁判所に調停を申し立てます。調停で親権者が決まらない場合は、自動的に審判が開始され、家庭裁判所の審判により親権者が定められます。

未成年の子の父母が話し合って離婚するときには、父母のどちらが親権者になるかを決定しなければ、離婚届は受理されません。（子どもの出生前に父母が離婚した場合には母親が親権者となりますが、子どもの出生後に父母の話し合いで親権者を父親に変更することができます。）

法テラス秋田（弁護士相談 法律相談）

〒010-0001 秋田市中通5-1-51北都ビルディング6階

TEL : 050-3383-5550 月～金9:00～17:00

法テラス・多言語情報提供サービス（スペイン語、ポルトガル語、英語、中国語、韓国語）

TEL : 0570-078377 月～金9:00～17:00

《配偶者・恋人からの暴力》

DV（ドメスティック・バイオレンス）とは、身体的暴力ではありません。身体的暴力（殴る・蹴る・物を投げつける）、精神的暴力（侮辱する・怒鳴る・無視する）、性的暴力（望まない性行為・避妊に協力しない）、経済的暴力（生活費を渡さない・外で働くことを妨害する）、社会的暴力（交友関係や行動を制限したり監視したりする）、などを指します。

【親権】 に関して

【調停を申し立てる場合】

誰が	父または母
どこへ	相手方の住所地の家庭裁判所又は夫婦が合意で定める家庭裁判所
費用	対象となる子ども1人につき、収入印紙1200円及び切手代約800円
必要なもの	調停申立書（家庭裁判所で入手可能） 申立人の印鑑 申立人・相手方・未成年者の戸籍謄本(全部事項証明書)

【裁判所で親権者を決定する際の判断基準】

- ・親の監護能力、心身の健全性 ・親の居住環境、家庭環境、教育環境 ・子供に対する愛情
- ・子供を育てる意欲 ・経済状況 ・子供の年齢 ・子供の意思 ・子供の居住環境、適応性 など

> 2014.9.8 裁判所ホームページより

【秋田県内裁判所一覧】

裁判所名	郵便番号	所在地	電話番号
秋田地方裁判所 秋田家庭裁判所 秋田簡易裁判所	010-8504	秋田県秋田市山王7-1-1	018-824-3121
男鹿簡易裁判所	010-0511	秋田県男鹿市船川港船川字化世沢21	0185-23-2923
秋田地方裁判所 能代支部 秋田家庭裁判所 能代支部 能代簡易裁判所	016-0817	秋田県能代市上町1-15	0185-52-3278
秋田地方裁判所 本荘支部 秋田家庭裁判所 本荘支部 本荘簡易裁判所	015-0872	秋田県由利本荘市瓦谷地21	0184-22-3916
秋田地方裁判所 大館支部 秋田家庭裁判所 大館支部 大館簡易裁判所	017-0891	秋田県大館市中城15	0186-42-0071
鹿角簡易裁判所 秋田家庭裁判所 鹿角出張所	018-5201	秋田県鹿角市花輪字下中島1-1	0186-23-2263
秋田地方裁判所 横手支部 秋田家庭裁判所 横手支部 横手簡易裁判所	013-0013	秋田県横手市城南町2-1	0182-32-4130
湯沢簡易裁判所	012-0844	秋田県湯沢市田町2-6-41	0183-73-2828
秋田地方裁判所 大曲支部 秋田家庭裁判所 大曲支部 大曲簡易裁判所	014-0063	秋田県大仙市大曲日の出町1-20-4	0187-63-2033
角館簡易裁判所 秋田家庭裁判所 角館出張所	014-0372	秋田県仙北市角館町小館77-4	0187-53-2305

> 2014.9.2 「裁判所」ホームページより

労働問題関連

求職

労働問題の解決

技能実習生

1. 求職

Q. 秋田で仕事を探しているのですが、どうやって探せばよいのでしょうか。

A.

インターネットで検索したり最寄りのハローワーク（職業安定所）に問い合わせましょう。

※AIAでは仕事の斡旋は行っていません。

【秋田県内ハローワーク一覧】

地方機関	郵便番号	所在地	電話
秋田	〒010-0065	秋田市茨島1-12-16	電話 018-864-4111(代)
ハローワークプラザ秋田	〒010-0001	秋田市中通2-3-8アトリオンビル3階	電話 018-836-7820
男鹿	〒010-0511	男鹿市船川港船川字新浜町1-3	電話 0185-23-2411～2
能代	〒016-0851	能代市緑町5-29	電話 0185-54-7311～3
大館	〒017-0046	大館市清水1-5-20	電話 0186-42-2531～3
鷹巣	〒018-3331	北秋田市鷹巣字東中岱26-1	電話 0186-60-1586
大曲	〒014-0034	大仙市大曲住吉町33-3	電話 0187-63-0335～6
角館	〒014-0372	仙北市角館町小館32-3	電話 0187-54-2434
本荘	〒015-0013	由利本荘市石脇字田尻野18-1	電話 0184-22-3421～2
横手	〒013-0033	横手市旭川1-2-26	電話 0182-32-1165～6
ハローワークプラザよこて	〒013-0060	横手市条里3-2-7 よねやハッピータウン店内	電話 0182-33-8103
湯沢	〒012-0033	湯沢市清水町4-4-3	電話 0183-73-6117～9
鹿角	〒018-5201	鹿角市花輪字荒田82-4	電話 0186-23-2173

「外国籍の人が日本で仕事をするには」

外国籍の人が日本で仕事をするには、就労許可されている在留資格でなければなりません。これに違反した場合は不法就労となり処罰されます。例えば、「留学」「家族滞在」などの在留資格の人は就労が認められていませんが、入国管理局で『資格外活動許可』を得ると、一定時間のアルバイトができます。就労が認められている在留資格の人であっても、その範囲外の仕事をするとき（例；在留資格「技能」の人が通訳をして報酬を得る場合など）にも『資格外活動許可』が必要です。

【労働に関する法律】 に関して

【労働に関する法律】

日本国内で働いている外国人労働者にも労働基準関係法令が適用されます。

「労働基準法」…………… 契約時に賃金、休業手当、労働時間などの労働条件を明示すること。

「最低賃金法」…………… 地域で決められている最低賃金を下回らないこと。

(秋田県の最低賃金679円 2014年10月5日現在)

「労働者災害補償保険法」…… 業務災害及び通勤災害に対し、労災保険制度により補償をすること。

※『労働条件に関するトラブルで困っていませんか?』という労働基準法関係のリーフレットが発行されています(日本語、英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、タイ語)。詳細は各地域の労働基準監督署(P38)へ問い合わせるか、厚生労働省のHPをご覧ください。

> 2014.9.8「厚生労働省」ホームページより

【仕事と在留資格】

就労の可否	在留資格
就労が認められている在留資格	「外交」「公用」「教授」「芸術」「宗教」「報道」「投資・経営」 「法律・会計業務」「医療」「研究」「教育」「技術」「人文知識・国際業務」 「企業内転勤」「興行」「技能」「技能実習」 ※注1
就労ができない在留資格	「文化活動」「短期滞在」「留学」※注2「研修」「家族滞在」
就労の可否は指定されている活動内容によるもの	「特定活動」 (高度研究者、外交官等の家事使用人、ワーキング・ホリデー、経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補等)
身分・地位に基づく在留活動が認められているもの (活動に制限がない)	「永住者」「日本人の配偶者等」 「永住者の配偶者等」「定住者」 ※注3

※注1 証印シールの「在留資格」欄には「技能実習1号イ」、「技能実習2号イ」又は「技能実習2号ロ」と記載されています。

※注2 資格外活動許可を得ている場合は、許可された範囲で就労することができます。

※注3 「特別永住者」も活動に制限がありません。

> 2014.9.4「入国管理局」ホームページ「在留資格一覧表」よるA I Aのまとめ

2. 失業保険・法律

Q. 突然解雇されました。失業保険や労働に関する相談がしたいのですが。

A.

事業主が労働に関する法律を守っていない、セクハラやいじめ、不当に解雇された、賃金が支払われないなど労働に関する問題については、秋田県社会保険労務士会 総合労働相談所に相談してみましょう。

◆問合せ先◆

秋田県社会保険労務士会 総合労働相談所 TEL:018-853-9061 FAX:018-863-1839

ナビダイヤル 0570-064-794

火・金 13:00～17:00（祝日を除く）

〒010-0921 秋田市大町3-2-44（大町ビル3階）

※電話・FAX・メールで受付、そのあと相談日・面談時間を調整

《仕事を辞めたら・・・》

退職後は、様々な手続きが必要です。詳しくは最寄りのハローワークか、秋田労働局職業安定部職業安定課にお問い合わせましょう。（TEL:018-883-0007）日本語のみ

3. 技能実習生

Q. 「研修」や「技能実習」に関する在留資格が変わったと聞きました。
どのように変更したのでしょうか。

A.

平成22年7月1日より、新しい制度になりました。

「研修」→「技能実習1号」に、

「特定活動（技能実習）」→「技能実習2号」となり、

「技能実習」の在留資格に統一されました。詳しくは入国管理局にお問い合わせましょう。

※新制度における「研修」は、実務を伴わない研修のみ行う場合の在留資格となります。

（例：国の機関、独立行政法人国際協力機構（JICA）等が実施する公的研修など）

◆問合せ先◆

仙台入国管理局秋田出張所（日本語のみ対応）

〒010-0951 秋田県秋田市山王7-1-3 秋田第一地方合同庁舎 5階

TEL：018-895-5221 9：00～12：00、13：00～16：00（土、日、祝日を除く）



外国人総合相談支援センター

〒160-0021 東京都新宿区歌舞伎町2-44-1 東京都健康プラザハイジア11階

TEL：03-3202-5535 03-5155-4039（TEL・FAX兼用） 9：00～16：00

英語・中国語 月～金（第2第4水曜は除く） ポルトガル語（月・火・木） スペイン語（月・木）

ベンガル語（火・水（第2第4水曜は除く）） ベトナム語（金） インドネシア語（火）

外国人在留総合インフォメーションセンター（外国語対応：英語、韓国語、中国語、スペイン語等）

〒108-8255 東京都港区港南5-5-30

TEL：0570-013-904（IP,PHS,海外からは03-5796-7112） 8：30～17：15（土、日、祝日を除く）

4. 技能実習生

Q. 在留資格が「技能実習」です。給料が未払いで、さらに時間外活動をさせられているのですが、解決してもらえませんか？

A.

労働問題を解決するにあたっては、各地域の労働基準監督署に連絡しましょう。また、公益財団法人 国際研修協力機構（JITCO）では、母国語による労働相談に対応しています。

【秋田県労働基準監督署】

労働に関する法律が守られない、不当な解雇をされた、賃金が支払われないなど、労働に関する相談は各地域の労働基準監督署まで問い合わせましょう。

労働基準監督署	住 所	電話番号
秋 田	〒010-0951 秋田市山王7-1-4 秋田第2合同庁舎	018-865-3671
能 代	〒016-0895 能代市末広町4-20 能代地方合同庁舎	0185-52-6151
大 館	〒017-0897 大館市字三の丸6-2	0186-42-4033
横 手	〒013-0033 横手市旭川1-2-23	0182-32-3111
大 曲	〒014-0063 大仙市大曲日の出町1-20-12	0187-63-5151
本 荘	〒015-0885 由利本荘市水林428	0184-22-4124

秋田労働局総合労働相談コーナー 018-883-4254（日本語のみ）

※ 利用時間 8：30～17：15（土、日、年末年始、国民の祝日等は除く）

【公益財団法人 国際研修協力機構（JITCO）】

母国語相談ホットライン：0120-022332（フリーダイヤル）

一般電話：03-6430-1111

中国語	火曜日、木曜日、土曜日	受付時間 火・木 11：00-19：00 (13時～14時昼休み) 土曜日 13：00-19：00
インドネシア語	火曜日、土曜日	
ベトナム語	火曜日、木曜日、土曜日	

※休祭日は、母国語相談を実施いたしません。

※手紙、ファックスによる相談にも応じています。

F A X：03-6430-1114

手紙：〒105-0013 東京都港区浜松町1-18-16 住友浜松町ビル4F 「JITCO母国語相談係」

医療関連

外国語対応の病院

医療保険

1. 外国語対応の病院

Q. 病院へ行きたいのですが、日本語が話せません。

A.

【インターネットが使える方】

「多言語医療問診票」に自分の症状をチェックし、病院に持って行きます。（下記参照：例【内科・英語】）
この問診票は日本で暮らす外国人の方が病院へ行ったときに、自分の病気やケガの状況を医師に説明するため、11診療科別に18カ国語に翻訳して掲載されています。

インターネットの検索エンジンで「多言語医療問診票」と検索するか、
URL : <http://www.kifjp.org/medical/>を入力すると、この問診票が出てきます。

問診票の言語：

インドネシア語、タガログ語、ペルシャ語、英語、中国語（北京語）、ポルトガル語、カンボジア語、日本語、ラオス語、スペイン語、ハングル、ロシア語、タイ語、ベトナム語、フランス語、ドイツ語、アラビア語、クロアチア語、ネパール語

> 2014.9.4（公財）かながわ国際交流財団ホームページより

INTERNAL MEDICINE

ないかもんしんひょう
内科問診票

English
英 語

Check all corresponding answers. あてはまるものにチェックしてください

	year 年	month 月	day 日
Name 名前	<input type="checkbox"/> Male 男 <input type="checkbox"/> Female 女		
Date of birth 生年月日	_____ year 年	_____ month 月	_____ day 日
Address 住所	Phone 電話		
Do you have health insurance? 健康保険を持っていますか?		<input type="checkbox"/> Yes はい <input type="checkbox"/> No いいえ	
Nationality 国籍	Language 言葉		

What are your symptoms? どうしましたか			
<input type="checkbox"/> fever(熱がある)	<input type="checkbox"/> sore throat (のどが痛い)	<input type="checkbox"/> cough (せき)	<input type="checkbox"/> headache (頭が痛い)
<input type="checkbox"/> chest pain (胸が痛い)	<input type="checkbox"/> rash (発しん)	<input type="checkbox"/> heart palpitation (動悸)	<input type="checkbox"/> shortness of breath (息切れ)
<input type="checkbox"/> swelling (むくみ)	<input type="checkbox"/> dizziness (めまい)	<input type="checkbox"/> tightness in chest (胸が苦しい)	<input type="checkbox"/> abdominal pain (お腹が痛い)
<input type="checkbox"/> stomachache (胃が痛い)	<input type="checkbox"/> high blood pressure (高血圧)	<input type="checkbox"/> numbness (しびれ)	<input type="checkbox"/> excessive thirst (口が渇く)
<input type="checkbox"/> weight loss (体重が減っている)	<input type="checkbox"/> abdomen feels swollen (お腹が張る)	<input type="checkbox"/> loss appetite (食欲がない)	<input type="checkbox"/> bloody stool (血便)
<input type="checkbox"/> vomiting (嘔吐)	<input type="checkbox"/> nausea (吐き気)	<input type="checkbox"/> diarrhea (下痢)	
<input type="checkbox"/> weak (だるい)	<input type="checkbox"/> excessive fatigue (疲れやすい)	<input type="checkbox"/> others (その他)	
How long have you had these problems? それはいつからですか			
Since _____ year 年 _____ month 月 _____ day 日から			

【インターネットが使えない方】

AIAの相談電話にお問合わせください。

秋田県国際交流協会(AIA)

住所：秋田県秋田市中通2-3-8 アトリオンビル1階

TEL : 018-893-5499 平日 9:00~17:45

2. 公的医療保険制度

Q. 日本の医療保険制度について教えてください。

A.

日本の医療保険には、下記のように健康保険と国民健康保険の2種類があります。

【健康保険】

- ・対象者：健康保険の適用を受けている会社・事業所で働いている人と、その家族。
- ・内容：保険証が交付され、診療を受けるとき提示すると医療費の3割が自己負担となります。
- ・問合せ：勤務する会社や事業所で行います。

【国民健康保険】

- ・対象者：職場の健康保険に加入していない人で住民基本台帳の適用を受け、在留期間が3か月以上の人とその家族
(生活保護を受けていない人)
※ただし、日本と公的医療保険制度にかかる社会保障協定を締結している国の方は、加入する必要がない場合があります。
- ・内容：保険証が交付され、診療を受けるとき提示すると医療費の3割が自己負担となります。
- ・問合せ：市町村役場で行います。

【給付対象】

- ・医療費……………支払い額は30%自己負担、70%国負担となります。
- ・高額医療費……………医療費の支払いが高額になった時、一定額を超えるとその超えた分が支給されます。
- ・出産育児一時金…出産時、約42万円が支給されます。(各自治体により支給額が異なります)

【給付対象外】

- ・全額自己負担になるもの……………交通事故、妊娠中絶、美容整形、歯列矯正、健康診断、人間ドック、予防注射など。
- ・労災保険等の負担になるもの…通勤途中の事故によるけが、仕事上の事故やけが、など。

※本国で加入してきた民間の医療保険が、日本で適用か不適用かは直接加入している医療保険会社に問い合わせましょう。

教育関連

日本語教室

子ども(連れ子)の教育・進学

留学

日本語の試験

1. 日本語教室

Q. 日本語教室に通いたいのですが、どこにありますか。

A.

秋田県内各地にあります。開催日時・場所・レベル・受講料などの詳細については直接問い合せましょう。

所在市町村	日本語教室名	開催日時	問合せ先	開催場所
鹿角市	鹿角市日本語教室	土曜 13:30-15:30	0186-30-0294	花輪市民センター
大館市	大館市日本語教室	月曜 17:30-19:30 水曜 10:00-12:00	0186-43-7027	県北部男女共同参画センター
北秋田市	北秋田市日本語教室	日曜 10:00-12:00	0186-62-1130	北秋田市文化会館
上小阿仁村	ふれあい学級	土曜 19:00-20:30	0186-60-9000	上小阿仁村生涯学習センター
能代市	日本語講座	火曜 19:00-21:00 木曜 10:00-12:00	0185-89-2148	(火) 能代市中央公民館 (木) 働く婦人の家
三種町	にほんご教室	第1,3火曜10:00-12:00 第2,4金曜10:00-12:00	0185-85-2177	八竜公民館
藤里町	藤里町国際交流協会日本語教室	水曜 10:00-12:00	0185-79-1327	藤里町三世代交流館
男鹿市	男鹿市日本語教室	土曜 10:00-12:00	0185-23-2251	男鹿市中央公民館
八郎潟町	日本語教室八郎潟会場	第1,2,3木曜 19:00-21:00	018-875-2092	ロマンの里
潟上市	潟上市日本語教室	日曜 10:00-12:00	018-878-4111	潟上市天王公民館
秋田市	秋田市日本語教室	木曜 18:30-20:00	018-866-2033	ジョイナス
	日本語教室ニジアス	水曜 10:00-11:30	018-834-7936	ジョイナス
	日本語教室ジャルサ	水曜 13:00-14:30 金曜 13:00-14:30	018-835-2009	にぎわい交流館AU
	いろは倶楽部	火曜 18:00-19:30	018-864-1706	アトリオ6F ルーニープラザ
由利本荘市	由利本荘市日本語教室	金曜 18:45-20:45	0184-22-0900	文化交流館「カダーレ」
にかほ市	にかほ市日本語教室交流会	水曜 10:00-12:00	0184-43-7510	象潟公民館
大仙市 仙北市 美郷町	大仙・仙北広域圏 日本語教室	(大曲) 火曜 19:00-21:00 (大曲) 水曜 10:00-12:00 (角館) 日曜 10:00-12:00 (美郷) 火曜 10:00-12:00	0187-63-1111 (内線339)	大曲交流センター 角館交流センター 美郷町中央ふれあいセンター
横手市	横手市日本語教室	金曜 10:00-12:00	0182-35-2158	Y2ぷらざ
	火曜日のボランティア日本語教室	火曜 17:00-20:00	0182-23-5337	Y2ぷらざ 3F
湯沢市	湯沢市日本語教室:湯沢会場	水曜 10:00-12:00	0183-73-2163	湯沢勤労青少年ホーム
	湯沢市日本語教室:雄勝会場	木曜 19:00-21:00	0183-73-2163	雄勝文化会館

※ 小坂町、八峰町、五城目町、井川町、大潟村、羽後町、東成瀬村では現在日本語教室を開催していません。

2. 子どもの教育・進学

Q. 母国から呼び寄せた子どもの教育、進学について教えてください。

A.

【小・中学校への編入（義務教育）について】

外国籍の子どもは義務教育ではありませんが、希望すれば、日本の小・中学校で学ぶことができます。

編入を希望する場合は、各市町村の教育委員会に相談しましょう。

※各市町村教育委員会の一覧はP46参照

【高校への編入について】

他県や外国で高校に通っていた人が秋田の高校に編入したいという場合は、秋田県教育庁高校教育課（TEL：018-860-5161）へ相談しましょう。また、私立高校へ編入を希望される方は私立高校へ直接相談しましょう。

※各私立学校の一覧はP46参照

豆知識：【日本語教育が必要な外国人児童・生徒への支援について（義務教育年齢・公立学校に限る）】

「日本語教育が必要な外国人児童・生徒」に対し、次のような支援を各自治体で行っています。在籍学級で授業を受けさせ、加配教員や日本語指導者がクラスに入り、付き添って指導します。もしくは、適当な授業時に、他の教室もしくは日本語教室に取り出して日本語指導をサポートします。これらの支援の詳細は、各市町村の教育委員会（P46参照）に問い合せましょう。

《子どもの日本語について》

日本語を母語としない子どもにとって、日本の学校で勉強するのに日本語が大きな壁になるかもしれません。学校では日本語が大前提となりますが、日常耳にする言葉と、教科書や授業で使われる言葉とでは少し異なります。生活環境の変化や文化・習慣の違いに戸惑う上に、言葉の問題は子どもの心理的負担にもなり、自己の人間形成にも大きな影響を与えます。日本語学習支援の必要性を感じたら、まずは学校に相談しましょう。

2. 子どもの教育・進学

【秋田県内の各市町村教育委員会と私立高等学校一覧】

【各市町村教育委員会】

平成26年4月1日現在

教育委員会名	郵便番号	住所	電話番号
秋田県教育委員会	010-8580	秋田市山王三丁目1-1	018-860-5111
秋田市教育委員会	010-0951	秋田市山王二丁目1-53	018-866-2242
能代市教育委員会	018-3192	能代市二ツ井町字上台1-1	0185-73-2757
横手市教育委員会	013-0023	横手市中央町8-12	0182-32-2402
大館市教育委員会	018-3595	大館市早口字上野43-1	0186-43-7111
男鹿市教育委員会	010-0493	男鹿市角間崎字家ノ下452	0185-46-4107
湯沢市教育委員会	012-0105	湯沢市川連町字上平城120	0183-42-5806
鹿角市教育委員会	018-5292	鹿角市花輪字荒田4-1	0186-30-0290
由利本荘市教育委員会	018-0692	由利本荘市西目町沼田字弁天前40-61	0184-32-1306
潟上市教育委員会	018-1595	潟上市飯田川下虻川字八ツ口70	018-877-7803
大仙市教育委員会	014-8601	大仙市大曲上栄町2-16	0187-63-1111
北秋田市教育委員会	018-3312	北秋田市花園町15-1	0186-62-6616
にかほ市教育委員会	018-0311	にかほ市金浦字南金浦49-2	0184-38-2259
仙北市教育委員会	014-0392	仙北市角館町東勝楽丁19	0187-43-3381
小坂町教育委員会	017-0201	鹿角郡小坂町小坂字砂森7-1	0186-29-2342
上小阿仁村教育委員会	018-4421	北秋田郡上小阿仁村小沢田字向川原60-3	0186-60-9000
藤里町教育委員会	018-3201	山本郡藤里町藤琴字家の後67	0185-79-1327
三種町教育委員会	018-2104	山本郡三種町鹿渡字東二本柳29-3	0185-87-2115
八峰町教育委員会	018-2641	山本郡八峰町八森字中浜196-1	0185-77-2816
五城目町教育委員会	018-1792	南秋田郡五城目町西磯ノ目一丁目1-1	018-852-5372
八郎潟町教育委員会	018-1692	南秋田郡八郎潟町字大道80	018-875-5812
井川町教育委員会	018-1512	南秋田郡井川町北川尻字海老沢樋ノ口79-2	018-874-4424
大潟村教育委員会	010-0443	南秋田郡大潟村字中央1-21	0185-45-3240
美郷町教育委員会	019-1541	仙北郡美郷町土崎字上野乙170-10	0187-84-4914
羽後町教育委員会	012-1131	雄勝郡羽後町西馬音内字中野177	0183-62-2111
東成瀬村教育委員会	019-0801	雄勝郡東成瀬村田子内字仙人下30-1	0182-47-3415

【私立高等学校】

平成26年4月1日現在

学校名	郵便番号	住所	電話番号
明桜高等学校	010-8525	秋田市下北手桜字守沢8-1	018-836-2471
秋田和洋女子高等学校	010-0875	秋田市千秋明德町2-26	018-833-1353
国学館高等学校	010-0875	秋田市千秋明德町3-31	018-833-6361
聖霊女子短期大学付属高等学校	010-8533	秋田市南通みその町4-82	018-833-7311
秋田修英高等学校	014-0047	大仙市大曲須和町一丁目1-30	0187-63-2622

【特殊な高校】

第一学院高等学校 電話：018-835-9037

通信制高等学校で、卒業すると高校卒業資格を取得します。高等学校卒業程度認定試験（高認）受験指導、大学受験指導も

3. 留学

Q. 日本、海外に留学したいのですが、どこに問い合わせたらよいですか。

A.

【日本へ留学する場合】

日本の大学や専門学校へ留学するには、各種手続きが必要です。詳細は直接留学先に問い合わせましょう。
秋田県内の大学・専門学校については、秋田県庁ホームページ「美の国あきたネット」で確認しましょう。

【海外へ留学する場合】

各種留学パンフレットまたはインターネットなどで留学代理店を探し、手続きしましょう。
留学に関する基礎知識は、「JASSO」に掲載しています。

◇『独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）』－ 留学生事業部

〒135-8630 東京都江東区青梅2-2-1

TEL：03-5520-6111

URL: <http://www.jasso.go.jp/ryugaku/index.html>

※中国語〔簡体・繁体〕、英語、韓国語、スペイン語、タイ語、日本語その他13言語での閲覧可能。

※日本への留学の基礎知識を盛り込んだ冊子『Student Guide to Japan』を配布しています。

※日本留学DVD「BRIDGES TO JAPAN -Study Abroad Guide For A Brave New World-」をインターネット上で見れます。

4. 日本語の試験

Q. 日本語の試験について教えてください。

A.

日本語の能力に関する試験は年数回行われています。下記の表を参考にしてください。

試験名	日本語能力試験 (JLPT)	ビジネスJ.TEST (ビジネス実用日本語検定)	日本留学試験 (EJU)	BJTビジネス日本語能力テスト
開催数	年2回	年6回	年2回	年2回
受験料	5,500円	4,500円	1 科目 7,164 円 2 科目以上13,294 円	7,000円
特徴	日本国内及び海外において、日本語を母語としない者を対象として、日本語能力を測定し、認定すること	就職や進学、あるいは日本語を使って実務的な仕事能力を測定する 中級～上級者向け：A-Dレベル 初級者向け：E-Fレベル 入門レベル：G	外国人留学生として、日本の大学（学部）等に入学を希望する者について、日本の大学等で必要とする日本語力及び基礎学力の評価を行う	言葉だけでなく、文章や図表、写真など、与えられたすべての情報を用いて、日本語を理解、運用し、ビジネス上の課題に対して適切に対応する力を測定する
問合せ先	03-6686-2974	03-6273-1814	03-6407-7457	0120-509-315 (無料)
実施団体	日本国際教育支援協会 国際交流基金	日本語検定協会・ J.TEST事務局	独立行政法人 日本学生 支援機構 留学生事業部 留学試験課	公益財団法人 日本漢 字能力検定協会
URL	http://www.jlpt.jp/about/index.html	http://j-test.jp/	http://www.jasso.go.jp/eju/	http://www.kanken.or.jp/bjt/

通訳・翻訳関連

通訳・翻訳依頼

1. 通訳・翻訳

Q. 通訳、翻訳を依頼したいのですが。

A.

秋田県国際交流協会（AIA）の通訳翻訳サポーター制度(有償)を利用できます。
詳しくはお問い合わせください。

[依頼者の対象]

県内市町村の行政機関、教育機関、公共団体、NGO・NPOやその他AIAが認めたもの。

[依頼から派遣まで]

※「**各種書類**」はHPからダウンロードするか、来所して、記入してください。

1. 活動を依頼する予定日の1カ月前までに「**AIAサポーター活動依頼書**」を当協会へ提出してください。
※お急ぎの場合はお電話でご連絡ください。
2. 依頼が適当と認められた場合に、当協会が派遣するサポーターを決定します。
3. 派遣するサポーターが決まりましたら、依頼者にサポーターの連絡先をお伝えします。
4. 依頼者とサポーターが事前に打合せを行い、派遣の条件（謝礼や交通費など）について調整を行ってください。必要に応じて、当協会スタッフが打合せに同席します。派遣の条件（謝礼や交通費など）について明記したものを事前に書面でサポーターへ渡してください。様式は自由ですが、当協会HPから「**依頼状**」がダウンロードできますのでぜひご活用ください。
5. 活動後は「**実施後アンケート**」をご提出願います。

[依頼者の負担費用の目安]

通訳	2,000 円~/時間
翻訳	専門用語を含む文書等4,500 円~/枚 (A4 400字程度)
	パンフレットやチラシ等 3,000円~/枚 (A4 400字程度)
	窓口提出書類等 2,500 円~/通

[その他の免責事項]

依頼者との謝金の交渉等について、AIAは一切の関与をいたしません。

◆問合せ先◆

公益財団法人秋田県国際交流協会（AIA）

住所：秋田県秋田市中通2-3-8 アトリオンビル1階

TEL：018-893-5499 平日 9:00～17:45

運転免許関連

運転免許

1. 運転免許

Q. 本国で取得した運転免許があれば日本で運転できますか。

A.

日本で運転するためには、日本で有効な運転免許証を所持していなければなりません。以下のような場合は、本国で取得した運転免許が有効です。詳細は運転免許センターへ問い合わせましょう。

【日本で運転可能な本国の免許証】

スイス/スロバキア/ドイツ/フランス/ベルギー/モナコ/台湾の免許証は、政令で定める者（各国の大使館・領事館、JAF、東亜関係協会※台湾のみなど）が作成した日本語翻訳文が添付されていれば、来日から最長1年間有効です。

【ジュネーブ条約に基づく国際運転免許を所有している場合】

本国で国際運転免許取得後、本国に3カ月以上の滞在していたことが条件ですが、来日から最長1年間有効です。日本において国際運転免許証の更新や日本の免許証への切り替えはできません。

（ジュネーブ条約加盟国：フィリピン/タイ/マレーシア/韓国/香港/マカオ/イギリス/アメリカ/カナダ/オーストラリア/イタリア/フランスなどの94カ国と2地域：2011年12月現在）

【本国の運転免許証を日本の運転免許証に切り替える場合】

本国免許証を取得後、本国に3カ月以上滞在し、且つ本国免許証が有効期限内である場合、日本の運転免許センターで実施される一定の試験に合格すれば日本の運転免許証に切り替えることができます。申請にあたっては、各国の大使館・領事館、JAFによる外国免許証の日本語翻訳文が必要です。

（イギリス/オーストラリア/イタリア/フランス/スイスなどの23カ国は学科・技能試験が免除）

※上記に該当しない場合は、日本の運転免許証を取得する必要があります。日本の自動車学校に通い、学科・技能試験を受け、免許センターで筆記試験を受けましょう。秋田県の場合、筆記試験は日本語（ルビ付きもあり）か英語を選択できます。

秋田県警察本部運転免許センター

〒010-1607 秋田市新屋南浜町12-1

TEL: 018-862-7570

運転免許総合案内URL

<http://www.police.pref.akita.jp/kenkei/menkyo/index.html>

《日本で免許を取る際の「外国語教本」について》

「交通の方法に関する教則(Rules of the Road)」が英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ペルシャ語で販売（JAF発行）されていて、本試験は基本的にこの教本から出題されます。JAF秋田支部 TEL：018-864-8492

相談先早見表

秋田県在住外国人のための相談先早見表

下記の機関は、基本的に日本語で対応しますが、★のマークがある相談窓口は外国語対応可能です。相談は無料です。

分野別	キーワード	相談窓口	電話番号	受付時間
生活全般	▶母国語で相談したい ▶外国人の知り合いから相談を受けた など	★秋田県国際交流協会（AIA） （英語・中国語・韓国語・日本語）	018-884-7050	木曜日 13:00-15:00
在留資格	▶在留資格の変更・更新 ▶実子を日本に呼び寄せたい ▶永住許可申請をしたい ▶再入国許可を取りたい など	仙台入国管理局秋田出張所	018-895-5221	9:00-12:00 13:00-16:00
		★外国人総合相談支援センター	03-3202-5535	（土日祝日を除く）
大使館・領事館	▶パスポートの切替・再発行をしたい ▶国際結婚・離婚の手続きが知りたい など	在日各国大使館・領事館	P20参照	
		中華人民共和国駐札幌総領事館	011-563-5563	
		フィリピン共和国大使館	03-5562-1600	
外務省	▶親族を短期間日本に呼びたい （親族訪問）	ビザインフォメーションセンター （査証に関する照会受付）	03-5501-8431	9:00-12:30 13:30-17:00 （土日祝日を除く）
法務局	▶帰化申請について知りたい	秋田地方方法務局 戸籍課	018-862-6531	平日 08:30-17:15
女性の権利	▶セクハラ被害等女性の権利相談	秋田県女性相談所	018-835-9052	平日 8:30-21:00 土日 9:00-18:00
家庭内暴力	▶配偶者・恋人からの家庭内暴力 （DV）	秋田県女性相談所	018-835-9052	平日 8:30-21:00 土日 9:00-18:00
子どもと教育	▶義務教育について	各市町村の教育委員会	P46参照	—
	▶高校進学について	（公立）秋田県教育庁高校教育課 （私立）各私立高校	018-860-5161 P46参照	—

分野別	キーワード	相談窓口	電話番号	受付時間
労働問題	▶ 求人情報が知りたい	各地域ハローワーク	P34参照	-
		各地域労働基準監督署	P38 参照	
	▶ 技能実習生に関して ▶ 突然解雇された ▶ 賃金未払い	JITCO (インドネシア語・中国語・ ベトナム語)	0120-022-332 03-6430-1111	イ：火、土曜 中：火、木、土曜 ベ：火、木、土曜 火、木 11：00-19：00 土曜 13：00-19：00
医療	▶ 国民健康保険について	各市町村役場 国保年金課	各市町村役場	-
	▶ 社会保険について	全国健康保険協会秋田支部	018-883-1800	-
日本語	▶ 日本語教室に通いたい	各日本語教室	P44 参照	-
	▶ 日本語の試験を受けたい	各試験窓口	P48 参照	-
留学	▶ 日本に留学したい	日本学生支援機構 (JASSO)	03-5520-6111	-
	▶ 海外に留学したい	各種留学パンフレットなど		
通訳・翻訳	▶ 通訳・翻訳を依頼したい	秋田県国際交流協会 (AIA)	018-893-5499	平日 9：00-17：45 (土日祝日を除く)
運転免許	▶ 日本の運転免許をとりたい ▶ 本国の免許を日本の免許に 切替えたい	秋田県運転免許センター	018-862-7570	(受付) 月～金、日 8：30-9：30 13：00-13：50

相談窓口Q&A集

平成26年12月発行

発行/編集：公益財団法人 秋田県国際交流協会

住所：秋田県秋田市中通2-3-8 アトリオンビル1階

TEL：018-893-5499 FAX：018-825-2566

相談電話（専用）：018-884-7050 URL：<http://www.aiahome.or.jp>